

# 一般財団法人日本スポーツ政策推進機構

## 特別会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本スポーツ政策推進機構（以下、「本機構」という。）定款第5条第3項の規定に基づき、特別会員について必要な事項を定める。

### (特別会員)

第2条 特別会員は、本機構の目的に賛同し事業の遂行に協力する者とし、本機構定款第5条第2項各号に掲げる団体とする。

### (資格期間)

第3条 特別会員の資格期間は、本機構定款が効力を発した日から永続するものとする。

### (会費)

第4条 特別会員の会費は、これを無料とする。

### (会員の使命)

第5条 特別会員は、スポーツ統括団体としての公正性、公平性、透明性を確保したガバナンスを構築し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うとともに、本機構の目的及びスポーツ基本法の理念の実現に向けた自主的・自律的な取り組みを行わなければならない。

### (会員の権利)

第6条 特別会員は、次の権利を享受することができる。

- (1) 本機構評議員会に対し、各団体1名の理事候補者を推薦することができること。
- (2) 名刺等に「一般財団法人日本スポーツ政策推進機構特別会員」である旨の表記を行うことができること。
- (3) 本機構ホームページ、本機構作成資料等に団体名を掲載することができること。
- (4) 本機構が行う事業において、別に定める優遇を受けることができること。
- (5) 本機構が主催、又は共催する行事等の情報提供を受けることができること。

### (遵守すべき事項)

第7条 特別会員は、関係法令及び特別会員に適用する本機構諸規程等を遵守するとともに

に、本規程第5条に定める使命を果たすよう努めなければならない。

- 2 特別会員は、暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。
- 3 特別会員は、アンチ・ドーピングの推進に積極的に取り組まなければならない。
- 4 特別会員は、スポーツに関する紛争について、公平で透明性のある手続によって解決するものとし、解決に向けて適切に対応しなければならない。

#### (報告及び届出義務)

第8条 特別会員は、当該団体の役員、定款その他既に本機構に提出してある書類に変更があった場合には、速やかに書面をもって本機構に届け出なければならない。

- 2 特別会員は、各団体の運営、事業又は活動に関する本機構からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。

#### (個人情報保護)

第9条 本機構は、事業を遂行するにあたって知り得た個人情報については守秘義務を負い、取扱いについては適切に行わなければならない。また、公開できる範囲は、本人の同意があるものに限ることとする。

#### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

#### (委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、会長又は理事長が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年6月9日から改定施行する。